

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第12号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成27年条例第29号）若しくは」を「平成27年条例第29号）、」に、「の適用」を「若しくは一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第2号）の適用」に、「第22条第5項若しくは第26条の6第7項第2号、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により任用された職員（組合規則で定める職員を除く。）又は地方公務員法」を「第22条の2第1項第1号に掲げる職員又は同法」に、「第18条第1項」を「（平成3年法律第110号）第18条第1項」に改める。

第6条の見出しを「（公務外の傷病による退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条中「者又は」を「者若しくは」に、「者に」を「者又は地方公務員法第22条の2第2項の規定により定められた任期若しくは同条第4項の規定により更新された任期を終えて退職した者に」に改める。

第7条第5号中「任期」を「任期（地方公務員法第22条の2第2項の規定により定められた任期又は同条第4項の規定により更新された任期を除く。）」に改める。

第13条第3項中「職員（）」を「職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下この項及び第25条第1項において「会計年度任用職員」という。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

会計年度任用職員が退職した場合（同条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に職員又は会計年度任用職員となったときも、同様とする。

第25条第1項に後段として次のように加える。

会計年度任用職員が退職した場合（同項各号のいずれかに該当する場合を除

く。)において、その者が退職の日又はその翌日に職員又は会計年度任用職員となったときも、同様とする。

別表第2中「傷病退職」を「傷病退職等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 施行日前に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項若しくは第26条の6第7項第2号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定による任用をされていた職員（組合規則で定める職員を除く。）について改正後の条例の規定を適用する場合には、当該職員は、当該任用の期間のうち施行日前の期間においては、改正後の条例第1条に規定する職員ではなかったものとみなす。